

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体等

★ 事業の目的および概要

「地域脱炭素ロードマップ」及び地球温暖化対策計画に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組みを実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国に実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

★ 対象とする要件等

(1) ①脱炭素先行地域づくり事業

(交付要件) 脱炭素先行地域に選定されていること等

(一定の地域で民生部門の電力消費等に伴うCO₂排出実質ゼロ達成 等)

(対象事業) 再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO₂等設備導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業

②重点対策加速化事業

(交付要件) 再エネ発電設備を一定以上導入すること

(都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他市町村：0.5MW以上)

(対象事業) 屋根置き等自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上等の重点対策を複合実施

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金（自営線マイクログリッド事業交付金）

(交付要件) 新規に自営線を敷設する計画であること等

(対象事業) 自営線によるマイクログリッドに接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等の導入事業

★ 財政支援措置

(1) ①、(2) 交付率：原則2/3（上限額50億円）、事業期間：おおむね5年程度

(1) ② 交付率：1/3～2/3，定額（上限額20億円）、事業期間：おおむね5年程度

★ 留意事項等

・改正温対法に基づく地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定(改定)が必要

★ 過去の事例等

・福井県（R5）、越前市（R6）、坂井市（R7）、池田町（R7）

地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体

(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)

★ 事業の目的および概要

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組とし、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

★ 対象とする要件等

防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及びそれらの付帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助

★ 財政支援措置

- (1) 補助率：都道府県・政令市・指定都市 1/3
市町村 1/2 または 2/3
- (2) 補助率：1/2（上限額500万円）

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

・坂井市（R3）

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

★ 事業の目的および概要

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040 ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと統合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

★ 対象とする要件等

- (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援
 - ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
 - ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援（委託）
 - ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討（委託）
- (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援
風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
 - ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談（委託）
 - ②地域における中核人材育成研修（委託）
 - ③地域の実情に応じた官民連携強化（委託）

★ 財政支援措置・対象

- (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援
 - ①間接補助1／2（上限1,000万円）対象施設により+500万円
対象：民間事業者・団体等
 - ②③民間事業者・団体等
- (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援
間接補助3／4（上限2,500万円）
対象：地方公共団体
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
対象：①②③民間事業者・団体等

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

勝山市（R3）、鯖江市（R4）、池田町（R4）

建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業

所管省庁等：環境省（農水省・経産省・国交省 連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体

★ 事業の目的および概要

- ・ 2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める
- ・ 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等に技術を取り入れ、建築物のレジリエンス工場の同時実現を目指す。

★ 対象とする要件等

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業（間接補助）
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（間接補助）
 - ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ①ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（間接補助）
 - ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
 - ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業（委託）
- (3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業
 - ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（間接補助）
 - ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（間接補助）
 - ③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）
- (4) CE×CNの同時達成に向けた木材利用の方策等検証事業（委託）
- (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業
- (6) サステナブル倉庫モデル促進事業

★ 財政支援措置

- (1)補助率：①②③2/3～1/6（上限3～5億円） 対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- (2)補助率：①②55%～21%（上限5億円） 対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- (3)補助率：①②1/2, 1/3 対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- (4)対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- (5)補助率：1/3（上限1～4千万円） 対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- (6)補助率：1/2（上限1億円） 対象：地方公共団体、民間事業者・団体等

★ 留意事項等

- ・ (1) について、団体種別や面積により対象や補助率に差異あり

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

所管省庁等：環境省（経産省、国交省 連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

★ 事業の目的および概要

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

★ 対象とする要件等

①事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物

★ 財政支援措置

①計画策定 定額

②2/3, 3/4

★ 留意事項等

- ・ 同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・ 導入規模の下限、補助上限価格
- ・ 施工・導入後の運用に関するデータの提出

★ 過去の事例等

なし

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

所管省庁等：経産省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人

★ 事業の目的および概要

2050年カーボンニュートラルの実現および「グリーン成長戦略」等における2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要であることから、導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。

★ 対象とする要件等

(1) 車両の購入費

- ① 電気自動車（EV）
- ② プラグインハイブリッド自動車（PHEV）
- ③ 燃料電池自動車（FCV）
- ④ 超小型モビリティ
- ⑤ 側車付二輪自動車・原動機付自転車
- ⑥ ミニカー

★ 財政支援措置

補助率 定額

★ 留意事項等

なし

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金

所管省庁等：経産省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人等

★ 事業の目的および概要

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、次世代自動車の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。EV・PHVの普及に不可欠な充電インフラの整備を図るため、整備の加速が特に期待されるマンション、事業所、道の駅、高速道路SA・PA等の駐車場に充電器の設置を促進する。具体的には、充電器等の購入費及び工事費を補助する。

★ 対象とする要件等

(1) 充電設備

- ① 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）
補助対象：急速充電設備の購入費、工事費
- ② 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）
補助対象：急速充電設備・普通充電設備の購入費、工事費
- ③ マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）
補助対象：急速充電設備・普通充電設備の購入費、工事費

(2) V2H充放電設備の購入費、工事費

(3) 外部給電器の購入費

★ 財政支援措置

(1) 充電設備

- ① 購入費：定額、1/1以内
工事費：定額 1/1以内
- ② 購入費：定額、1/1又は1/2以内
工事費：定額 1/1以内
- ③ 購入費：1/2以内
工事費：定額 1/1以内

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

令和元年度実績

・道の駅 恐竜渓谷かつやま

水力発電の導入加速化補助金

所管省庁等：経産省（資源エネルギー庁）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

民間事業者等

★ 事業の目的および概要

水力発電の導入促進に向け、高経年化した既存設備のリプレースへの支援による発電電力量の最適化・高効率化や、中小水力発電のポテンシャル調査等への支援による事業者の参入拡大等を図る。

★ 対象とする要件等

(1) 既存設備有効活用強化支援事業

水力発電に係る既存設備の有効活用を促進するため、出力・電力量の余力調査や、増出力・増電力量を図る設備更新等を支援

(2) 既存設備有効活用強化支援事業

中小水力発電への事業者等の参入を促進するため、地方公共団体又は民間事業者等が行う地点選定・事業計画段階におけるポテンシャル調査・事業性評価に必要な調査・設計等を支援

★ 財政支援措置

補助率：定額（10／10）

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

民間企業・・・H30:1件 H31:2件 :R2:2件

再エネ活用地域振興プロジェクト事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

市町を含む地域協議会

★ 事業の目的および概要

再生可能エネルギーの導入に意欲のある県内事業者が、地域や市町とともにFIT・FIPによる売電収入の一部を活用した地域還元型の取組みを企画・実施することにより、再生可能エネルギーの普及と地域のまちおこしを促進する。

★ 対象とする要件等

地域や市町とともにFIT・FIPによる売電収入の一部を活用した地域還元型の取組みを企画・実施する事業であり、次の要件を満たすもの。

- ①地域と市町、県内事業者が一体となり、再生可能エネルギーの導入およびFIT売電収入の一部を活用した地域還元策を検討するもの。
- ②施設整備に対する県、市町の補助額を、地域振興策に還元する事業であること。

★ 財政支援措置

- ①地域協議会の再エネ事業化および地域振興策の検討に対する補助
 - ・地域単独で実施する場合 定額補助（30万円を限度）
 - ・地域と県内事業者合同で実施する場合 補助率1/2（100万円を限度）
※ただし、備品購入等に対する補助は含まない
- ②再生可能エネルギーの設備導入に対する補助
 - ・県1/4、市町1/4（各2,000万円を限度）

★ 留意事項等

県が主体となって運営する協議会において、事業進捗状況の説明等の必要な協力ができること。

★ 過去の事例等

- ① 6協議会
 - 里山蘇生協議会（越前市）、大滝小水力利用協議会（越前市）、
 - 地域資源活用検討会（池田町）、横倉小水力発電協議会（勝山市）、
 - 暮見小水力発電協議会（勝山市）、上味見小水力協議会（福井市）
- ① 2事業者

嶺南スマートエリア推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 嶺南エココスト計画室 ☎ 0770-47-5875

★ 事業主体

嶺南地域の市町（事業の効率的な実施のために特に必要と認められる範囲内において、嶺南地域の市町が出資等により一定程度関与している団体を含む。）

★ 事業の目的および概要

「嶺南エココスト計画」に掲げるスマートエネルギーエリア（以下「スマートエリア」という。）の形成に向け、嶺南地域の市町が実施する魅力あるスマートエリア形成施策を支援することにより、嶺南地域に人、企業および投資を呼び込み、地域の振興を図る。

★ 対象とする要件等

以下の要件を全て満たす事業

- ・スマートエリアの早期実現を目指す事業であること。
- ・効率的なエネルギー利用やI o Tの活用などにより、新たなライフスタイルの提案や便利で魅力的なまちづくりなどを目指す事業であること。
- ・スマートエリアの取組みの効果的な発信や機運の醸成に向けて、前各号に掲げる事業を実施する具体的な区域（モデル区域）を設定し、当該区域において必要と認められる事業であること。

★ 財政支援措置

一の嶺南地域の市町に対する補助金の交付限度総額、補助率および交付期間は、実施する事業の区分に応じて、以下の表のとおりとする。

事業	交付限度総額	補助率	交付期間
新たなライフスタイルの提案により移住・定住等の促進を目指すスマート住宅団地整備事業	100百万円	1/2以内	令和3年度 ～
便利で魅力的なまちづくり等を目指す事業	60百万円		令和8年度

企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

県内企業

★ 事業の目的および概要

県内企業を対象に、太陽光発電および蓄電池設備の導入に係る経費を支援することにより、再エネの地産地消の取組みを加速化し、県内全域において再エネの普及を図る。

★ 対象とする要件等

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入

★ 財政支援措置

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
補助率 太陽光 5万円/kW
蓄電池 1/3
補助上限 1,130万円（太陽光500万円、蓄電池630万円）
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入支援補助金
補助率 太陽光 3万円/kW
補助上限 300万円（太陽光300万円）
- (3) 嶺南地域へ導入する場合、(1)、(2)へ上乘せ
補助率 太陽光 2万円/kW
補助上限 200万円（太陽光200万円）

★ 留意事項等

- ・ J-クレジット制度への登録を行わないこと
- ・ FITまたはFIP制度の認定を取得しないこと
- ・ 補助対象設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること
- ・ 国または自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと

住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

県内住宅・家庭

★ 事業の目的および概要

県内住宅を対象に、太陽光発電および蓄電池設備の導入に係る経費を支援することにより、再エネの地産地消の取組みを加速化し、県内全域において再エネの普及を図る。

★ 対象とする要件等

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入

★ 財政支援措置

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
補助率 太陽光 7万円/kW
蓄電池 1/3
補助上限 60.5万円（太陽光35万円、蓄電池25.5万円）
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入支援補助金
補助率 太陽光 5万円/kW
補助上限 25万円（太陽光25万円）
- (3) 嶺南地域へ導入する場合、(1)、(2)へ上乘せ
補助率 太陽光 3万円/kW
補助上限 15万円（太陽光15万円）

★ 留意事項等

- ・補助金の窓口は各市町のため、各市町に申請すること
- ・J-クレジット制度への登録を行わないこと
- ・FITまたはFIP制度の認定を取得しないこと
- ・補助対象設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること
- ・国または自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと

次世代自動車普及促進事業

所管省庁等：福井県

★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人

★ 事業の目的および概要

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車の県内普及を図り、運輸部門における「ゼロカーボン」化を推進する。

★ 対象とする要件等

- (1) 次世代自動車（EV・PHV・FCV）の導入
- (2) V2H充放電設備の導入
- (3) 電気自動車用充電インフラの県内導入
- (4) 嶺南地域においてEV・PHV、V2H、太陽光発電の3点を導入する家庭・企業

★ 財政支援措置

- (1) 次世代自動車普及促進事業補助金
補助率 定額
補助金額 FCV：50万円、EV：10万円、PHV：10万円
- (2) V2H充放電設備設置支援事業補助金
補助率 定額
補助金額 10万円
- (3) 電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金
急速充電設備
補助率（国庫補助額、国庫補助相当額に対して）1/2
※ただし、総事業費の最大3/4を超えない範囲
補助上限 150万円
- (4) 嶺南地域の脱炭素化推進事業補助金
補助額 定額100万円
- (5) 嶺南地域へ導入する場合、(1)、(2)、(3)へ上乗せ
補助率 (1)(2)定額10万円を上乗せ、(3)補助額の1/2を上乗せ
補助上限 (3)50万円

★ 留意事項等

- ・財政支援措置の(1)、(3)に関しては、地方公共団体は補助対象者とならない
- ・財政支援措置の(3)における国補助金とは「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」を指す

若年層向け次世代自動車普及促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

県内法人、個人

★ 事業の目的および概要

次世代自動車について、若年層を中心に普及を拡大するため、重点的な導入支援による購入促進を図るとともに、自動車教習所への導入支援等により、試乗機会の創出を進める。

★ 対象とする要件等

県内在住の若者（18～29歳）による電気自動車の購入

★ 財政支援措置

(1) 若者応援次世代自動車普及促進事業補助金（次世代自動車普及促進事業補助金内で実施）

補助率	定額
補助金額	普通EV：40万円、軽EV：25万円

(2) 嶺南地域へ導入する場合、(1)へ上乘せ

補助率	定額
補助額	10万円

★ 留意事項等

・なし

★ 過去の事例等

・令和6年度新規事業

河川・海岸等クリーンアップ促進補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 環境政策課 計画推進 G ☎ 0776-20-0301

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が実施する河川・海岸等における清掃活動の活性化に向けた取組みを支援し、活動への参加者を増やすことで、県内の自然環境の維持と県民の環境保全意識の向上を目的とする。

★ 対象とする要件等

- (1) 既存の清掃活動のうち、新たに活動の拡大・活性化が図られる取組みを実施する事業
例：駐車場が少ない海岸での臨時駐車場やバスの借り上げ
- (2) 新規の清掃活動のうち、楽しみながら海ごみ・川ごみの問題について学ぶことができる取組みとセットになった事業
例：楽しみながらごみを拾う参加型イベントの開催（清掃で集めたごみを利用したりサイクルアートの作成イベント等）

★ 財政支援措置

補助限度額 : 500千円

補助率 : 1/2

★ 留意事項等

企業や団体が実施する活動への補助は対象外とする。

中学生・高校生の環境保全活動応援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 環境政策課 計画推進 G ☎ 0776-20-0301

★ 事業主体

県内の中学生・高校生が参加する団体

★ 事業の目的および概要

中学生・高校生を対象として、自然を守るための実践活動や環境に関する活動を支援することで、環境保全活動に対する学びを深化させるとともに、環境保全活動に参加する裾野を広げることが目的とする。

★ 対象とする要件等

環境保全や温暖化対策に資する実践活動

例：リサイクル	企業と連携して不用品をアップサイクルして、文化祭で販売
省エネ・再エネ	エネルギーの仕組みを調べ、地域で発表
環境美化	海・山・川のクリーンアップと組成調査
自然調査	地域に固有の生き物の生態調査
自然観察・体験	ウニ等の環境問題を引き起こす動物駆除や海藻の再生

★ 財政支援措置

補助限度額 : 200千円
補助率 : 定額

★ 留意事項等

なし

海岸漂着物等地域対策推進事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G ☎ 0776-20-0317

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観および環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、地域計画に盛り込まれた海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理等に関する事業を市町が実施する場合に、その経費を補助することにより、海岸における景観および環境の保全を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

事業実施主体である沿岸市町における海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理等に関する事業

★ 財政支援措置

補助対象経費：事業を行うために必要な業務費（報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料および賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、負担金、ならびに公課費（ただし、共済費、給料および職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。））

補助率：補助対象経費の7/10、8/10、8.5/10、9/10、9.5/10、定額

（※補助率の詳細については、「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱」に定めるところによるものとする。）

★ 留意事項等

補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。

★ 過去の事例等

福井市（長橋菅生漁港、大丹生漁港海岸：荒天・波浪等による漂着）

南越前町（糠、河野海水浴場：時化等による漂着）

若狭町（世久見、塩坂越、小川、神子、常神海岸：強風・高波による漂着）

災害等廃棄物処理事業費国庫補助金

旧事業名：災害廃棄物処理事業費国庫補助金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G ☎ 0776-20-0317

★ 事業主体

市町（一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ）

★ 事業の目的および概要

市町が実施する災害等廃棄物処理

★ 対象とする要件等

- (1) 市町が災害その他の事由のため実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬および処分に係る事業（民間事業者および市町への委託事業を含む）
- (2) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬および処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの

○補助対象経費：・労務費

・自動車、船舶、機械器具等の賃借料および燃料費

・条例に基づき算定された手数料（委託先が市町の場合に限る） 等

○事業費：1件当たりの事業費が、次の金額以上のもの

指定市 800千円

市町 400千円

★ 財政支援措置

補助率：1/2

★ 過去の事例等

平成24年度	南越清掃組合「平成24年7月越前市東部集中豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業
令和2年度	越前町「令和3年1月暴風雪および波浪」に係る災害等廃棄物処理事業
令和3年度	越前町「令和3年7月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業
令和4年度	勝山市、南越前町「令和4年8月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業
令和5年度	鯖江市、あわら市「令和5年7月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業
令和6年度	あわら市「令和6年1月能登半島地震」に係る災害等廃棄物処理事業

循環型社会形成推進交付金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G（浄化槽は除く） ☎ 0776-20-0317

★ 事業主体

交付対象事業を実施する地方公共団体及びPFI法に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町（一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ）

★ 事業の目的および概要

市町が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に規定する基本方針（廃棄物の減量化や適正な処理に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために国が定めたもの）に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、国が交付金を交付する。

★ 対象とする要件等

地域計画に掲げられた事業等（循環型社会形成推進交付金交付要綱 別表1に基づく）

（例） マテリアルリサイクル推進施設：リサイクルセンター等

エネルギー回収型廃棄物処理施設：ごみ焼却施設等

有機性廃棄物リサイクル推進施設：汚泥再生処理センター等 他

★ 財政支援措置

補助限度額： 交付対象事業の1/4、1/3、1/2

★ 留意事項等

交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画または一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町および当該市町の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

※ ただし、豪雪地域、過疎地域等については人口または面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

★ 過去の事例等

H18～H22 坂井地区広域連合（さかいクリーンセンター）

H20～H23 若狭町（若狭町資源ごみ保管所）

H22～H26 福井市（福井市クリーンセンター）

H24～H28 福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃センター）

H22～H28 小浜市（小浜市クリーンセンター）

H26～H29 美浜・三方環境衛生組合（美方汚泥再生処理センター）

H24～R2 南越清掃組合（エコクリーンセンター南越）

H30～R4 若狭広域行政事務組合（若狭広域クリーンセンター）

自然環境整備交付金事業補助金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然公園管理 G ☎ 0776-20-0305

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

国定公園と長距離自然歩道の保護と利用の増進を目的とする

★ 対象とする要件等

福井県が作成する自然環境整備計画に基づく交付対象事業

★ 財政支援措置

補助限度額：なし

補助率：45/100

★ 留意事項等

事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した指標を設定する

★ 過去の事例等

小浜市 「久須夜ヶ岳蘇洞門線（歩道）整備事業」（H30）

高浜町 「山中野営場整備事業」（R1）

坂井市 「越前松島園地事業」（R2）

越前市 「中部北陸自然歩道線整備事業」（R3）

あわら市 「北潟湖畔整備事業」（R4）

鯖江市 「中部北陸自然歩道整備事業」（R5）

福井市 「鮎川園地事業」（R6）

福井市 「亀島園地事業」（R7）

自然公園施設整備事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然公園管理 G ☎ 0776-20-0305

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

自然公園景観地の保護と利用の増進を目的とする

★ 対象とする要件等

自然公園区域において市町が行う次に掲げる事業に係るもの

- 1 道路、橋梁
- 2 広場、園地
- 3 休憩施設、野営施設
- 4 駐車場
- 5 給排水施設、便所等の公共の用に供する施設
- 6 方向指示板
- 7 案内標識
- 8 教化施設（水族館、動植物園、郷土博物館等）
- 9 その他、知事が特に必要と認める施設

★ 財政支援措置

補助限度額：なし

補助率：1/2

★ 留意事項等

事業費5,000千円以上のもの

★ 過去の事例等

勝山市「小原観光トイレ建設事業」（H24）

大野市「中島園地整備事業」（H25）

大野市「仏原園地整備事業」（R2）

福井市「丹生海岸園地整備事業」（R3）

大野市「荒島岳登山道復旧事業」（R6）

「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

★ 事業主体

希少野生生物の保全活動を行う県内の自然再生団体（法人または団体、任意団体やグループを含む）

★ 事業の目的および概要

希少野生生物種の保全および小学校の児童、教職員の環境学習を目的とする

★ 対象とする要件等

- ・ 事業実施場所は県内であること。
- ・ 保全対象となる絶滅のおそれのある野生動植物が設定されていること。
- ・ 県内小学生に対し、保全対象の動植物についての学習機会を提供すること。
- ・ 学習機会を提供する小学校との調整が行われていること。

★ 財政支援措置

補助限度額：200千円

補助率：10/10

★ 留意事項等

- ・ 保全活動は有識者の助言を受ける等、科学的な知見に基づく活動となっている必要があるため本事業と別途、県から専門家の派遣が可能

★ 過去の事例等

敦賀市「希少な水生昆虫および湿生植物の保全活動」（R7）

越前市「希少な水生動物の保全活動」（R7）

越前町「コウノトリ（県域絶滅危惧Ⅰ類）が棲めるビオトープの保全活動」（R7）

勝山市「ミチノクフクジュソウ（県域絶滅危惧Ⅰ類）の保全活動」（R7） 等

クマ総合対策支援事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

★ 事業主体

福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）に基づき、個体数を減らすための計画的なクマの捕獲や緊急銃猟実施に備えた体制整備、被害防除対策を行う市町

★ 事業の目的および概要

- 1 個体数を減らすための計画的な捕獲や緊急銃猟実施に要する経費への補助
 - ・人の生活圏周辺への出没防止を目的として、各市町が定めた管理強化区域において、クマの捕獲および捕獲に付随する事項を実施すること。
 - ・人の生活圏周辺への出没防止および銃猟による人への警戒心の向上を目的として、奥越市町が実施するクマの春季の銃猟による捕獲および捕獲に付随する事項を実施すること。
 - ・人の日常生活圏において緊急銃猟による捕獲および捕獲に付随する事項を実施すること。
- 2 出没抑制や普及啓発等の被害防除対策に要する経費への補助
 - ・市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去や緩衝帯の整備、侵入防止柵の設置による出没防止を実施すること。
 - ・クマ撃退スプレー・煙火等の購入や出没時の追い払い・パトロール、出没注意呼びかけや対策の普及啓発を実施すること。
- 3 緊急銃猟実施に備えた人材の配置・育成や訓練等の体制整備に要する経費への補助
 - ・緊急銃猟をはじめとした捕獲等の鳥獣行政に従事する者を雇用すること。
 - ・緊急銃猟を想定した研修・訓練の開催、出没対応マニュアルの作成を実施すること。
 - ・緊急銃猟に必要な防護用品等の購入やドローン等の ICT を活用した出没情報の収集・提供を実施すること。

★ 対象とする要件等

実施に当たっては、市町村は実施期間、実施区域、目標、内容、実施体制等の事項を定めた市町捕獲計画を作成して県へ提出し、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の許可を得て計画的に実施するものとする。

★ 財政支援措置

補助率 : 5 / 6 以内および 3 / 4 以内

★ 留意事項等

補助対象経費については、自然環境課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

コウノトリ定着推進支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

★ 事業主体

野外コウノトリ定着推進の事業を実施する見込みがある市町

★ 事業の目的および概要

コウノトリが県内で安定的に定着、繁殖できるよう、地域が主体となった、コウノトリの環境利用状況調査や生息環境が維持される体制づくり等の支援を行うことを目的とする。

★ 対象とする要件等

令和8年度から10年度までの3年以内に、以下の補助対象事業（1）～（4）を実施できる見込みがあること。

- （1）野外コウノトリの繁殖および環境利用状況の調査
- （2）野外コウノトリと共生する地域づくりの計画の策定
- （3）野外コウノトリが生息できる環境づくり（水田ビオトープ等）
- （4）地域住民等に向けたコウノトリの普及啓発等

★ 財政支援措置

補助限度額 : 500千円
補助率 : 1/3

★ 留意事項等

補助対象期間は、令和8年度から10年度までの3年以内とするが、補助金の交付決定は、当該年度に係る対象事業分について行う。